

一般管理費等の拡充申請にあたっての確認事項

申請団体は、N連事業において認められる一般管理費等の上限を10%とすることを申請するにあたり、以下の1～7が確保されていることを確認します。拡充から3年後に行われる外務省による検証に際して1に該当しないと確認された場合、または2以下の複数の事由につき該当しないと確認された場合には上限を5%に引き下げ、3年間は再度の拡充を申請できないことを確認します。

※申請書に別添する申請団体概要で同意を確認。

さらに申請団体は、一般管理費等の上限を15%とすることを申請するにあたり、2～7に加えて、8～11が確保されていることを確認します。拡充から3年後に行われる外務省による検証に際して、8～11の事由に該当しないと確認された場合は上限は10%に、さらに1の事由に該当しないと確認された場合、または2～7までの複数の事由につき該当しないと確認された場合には上限は5%になり、3年間は再度の拡充を申請できないことを確認します。

なお、拡充から3年後に行われる検証の前であっても、日本NGO連携無償資金協力申請の手引に反する悪質な行為等が発覚した場合には、一般管理費等の拡充の適用期間内であっても直ちに拡充の承認が取り消されることとなることを確認します。

【一般管理費等の比率の上限10%適用要件】

1. 一般管理費等の10%への拡充導入後3年間の政府資金以外の収入の平均が、導入以前の3年間の平均よりも拡大する。
2. 「役務の提供等」における全省庁統一の競争契約参加資格を有している。
3. 過去に国際協力の重点課題に該当するN連事業実績を有している。
4. 過去3年間にN連契約上の違反行為等がない。
5. 事業終了後3か月以内に提出すべき適切な内容の完了報告書を、遅延なく提出する。
6. 上記5の事業の完了報告に際し、特に一般管理費等の用途について、所定の様式により適切に報告する。
7. 一般管理費等の拡充の適用の次年度以降に提出する申請団体概要において、過去1年間で一般管理費等の拡充により達成することができた内容について所定の様式により適切に報告する。

【一般管理費等の比率の上限 15%適用要件】（上記 2～7に加えて）

8. 過去 3 年間の政府資金以外の収入が経常収益に占める比率の平均が 50%以上となっている。

9. 一般管理費等の比率の上限 15%への拡充導入後 3 年間の一般管理費拡充による増加分の金額以上に、3 年間の政府資金以外の収入が拡大する。

10. 過去 3 年間の内、2 年間以上は国際協力の重点課題に該当する N 連事業実績を有している。

11. 公益財団・社団法人または認定 NPO 法人の資格を有している。

なお、万が一にも事業資金が適正に使用されなかったことが明らかになった場合には、外務省が N 連事業の契約を解除する権利を留保すること、そして、契約が解除された場合、申請団体はこれまでに当該事業にあたり供与された一般管理費等を含む供与資金を全額返還することを確認します。